

職能基準に関する FIP 声明

薬剤師倫理規定

緒言

専門職は、最低限である法的要件を超えた倫理基準及び職能規範を自ら進んで遵守しようとする職種である。

薬剤師の役割は、発展し続けている。薬剤師は、医薬品のエキスパートとして認められている。薬剤師は医療制度の中で、主に人々の健康維持を援助し、病気を予防し、医薬品が適切に使用されている場合に医薬品の適正使用を推進する責務が課せられている。薬剤師は、患者、その介護者、及び専門的なサービスの提供者（他の医療関係者）が、医薬品の最大限の治療効果を得られるように支援する。薬剤師として職務に就くということは報酬の有無に拘らず、個々の専門的な技能や知識を用いるという点において、あらゆる役割を負うことを意味している。薬剤師業務は直接の臨床的ケアの提供に限定されず、消費者や患者、その介護者との非臨床的な関わりにおける活動、つまり、医薬品の発見・開発・製造や、医薬品供給網の維持や調達、管理運営、教育・研究・審議・規制や政策策定における活動も含む。薬剤師倫理規定は、それゆえあらゆる薬剤師業務の場に適用されるだろう。薬剤師は限りある利用可能な資源ならびに公正・正義の原則を常に考慮して、消費者や患者、その介護者に対して可能な限り最良なケアを提供するよう努めるべきである。薬剤師は、患者及び介護者の最大関心事について活動をするために不可欠なプロフェッショナル・オートノミーが与えられているときのみ、その役割を遂行できる。

こうした状況に鑑み、薬剤師倫理規定に関する職務規範となる本声明は、薬剤師の役割および責任の基礎をなす義務を公的にいま一度断言し、公言することを意図している。各国薬剤師会及び当局が、患者と介護者との関係、及び他の医療従事者と社会一般との関係における指針を個々の倫理規定を通じて薬剤師に示すことができるよう、確立された倫理原則に基づく薬剤師の責務を以下の通り挙げる。また、薬剤師倫理規定は、専門職としての日常業務において、個々の薬剤師の指針となるべきである。いくつかの状況や司法の場において、このような倫理規定は規制当局や法定機関の懲罰権の基礎にもなっている。

このような背景と、本目的のため、FIP は以下のように勧告する。

1. 各国において、薬剤師会は薬剤師の専門家としての責務を列挙した、時代に沿った薬剤師倫理規定を作成し、もしくは当局によって策定された倫理規定を支持し、

薬剤師にその倫理規定の条文を遵守させるための対策を講じるべきである。

2. 機会があれば、多職種での倫理規定の策定に対しても貢献することを考慮すべきである。
3. 各国において、薬学教育や生涯学習を行う機関は、すべての学生や専門家へ提供するもの（講義など）に、倫理規定及びその基本原則（自律尊重、善行、無危害、正義）を盛り込むべきである。
4. それらの規定に規範として明記する薬剤師の責務は、少なくとも以下を含むべきである。
 - ・ 消費者や患者、その介護者、薬学関係者を含む他の健康専門職（訳注）との関係において、誠実かつ清廉に振る舞い、薬剤師の評価を下げる可能性や公共における信頼を低下させる可能性のある行為や活動を行わないこと。
 - ・ 慎重なマネジメントを要する利益相反に関して多くの状況が生み出される可能性や、相反する忠誠心によってもたらされる難題を認識しつつ、薬剤師が常に自立したヘルスケアプロフェSSIONALとして確実に活動すること、そして、薬剤師の最優先事項が確実に彼らの専門的なサービスの提供を受ける対象者の最大関心事と安全、そして幸福であるようにすること。
 - ・ 科学的原則や FIP により策定されたものを含む職能基準に従い、常に専門家らしく振舞うこと。
 - ・ 利用可能な資源の限界や公正・公平の原則を常に考慮しつつ、個人にも社会にも可能な限り最良の医療が提供されることを保証するよう、医療提供システムにおける同僚、他の健康専門職、消費者、患者、介護者やその他の関係者と協力・連携すること。
 - ・ 専門的なサービスを提供する上で取得されたり、アクセスされた患者情報の機密性を守り、細心の注意を払うこと。また、このような情報の開示は、当人のインフォームド・コンセントが得られた場合や、法規や規則で適用が認められる場合のみとすること。
 - ・ 患者の権利を尊重し、特に患者や介護者、他の健康専門職のモラルや宗教的信条による対立が起こった際には、彼らの文化的相違や信条、価値観を認め、そして尊重すること。
 - ・ 患者の自律性の尊重に基づき、個々のモラルや宗教的信条による対立が起こった際にも、患者のための継続的なケアを保証すること。
 - ・ すべての専門的なサービスや医薬品の提供に際して、法律や定着した規定・基準に従うこと、また、医薬品供給網に問題が生じないよう確実に保証すること。
 - ・ 継続的な職能開発を通じて、能力の維持に努めること。

（以下略）

訳注：訳文では“health professional”を“健康専門職”と訳した。

[本声明は、2014年8月に国際薬剤師・薬学会議（バンコク）において採択された。翻訳：日本
薬剤師会国際委員会]